

東出北通線道路改良事業に関する意見及び本市の考え方

	意見の概要	本市の考え方
1	<p>現地には官民境界に側溝が設けられており、それが私有地からの砂利、水、油などの流出をある程度防いでくれるが、整備案では境界に側溝を設けないため、それらの流出を防げない。このことから、官民境界に側溝を設けるか、既存の側溝を残してはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・官民境界の側溝を残し、その側溝の排水能力も考慮した排水計算を行ったうえで、側溝整備を計画します。
2	<p>縁石が排水を阻害し水はけが悪化するのではないかと。歩道と車道の間に壁を設けないようにして、雨水がすみやかに排出されるような形状にしてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・縁石をなくした場合は、店舗や住宅に侵入するための右折車両を、後続車両が歩道に侵入して追い越すことが可能な形態となってしまうことから、歩行者の安全性を保つためにも、歩道と車道を縁石で仕切ることは必要だと考えております。 ・設置する縁石には、排水のための水抜き穴（40cm×6cm程度）を2m間隔で設けます。 ・歩道舗装については、透水性舗装も検討したいと思っております。
3	<p>現在の歩道は、縁石と歩道の高さがフラットであることが多いため、視覚弱者が段差に気づかず、転倒する危険性がある。また、縁石と道路が同じ色のため、色弱者が段があることに気づかないおそれがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道整備の性質上、縁石により歩道と車道を仕切ることから、縁石の段差はやむを得ないものと考えております。 ・今回の整備に併せ、路面との輝度比に考慮した視覚障がい者誘導表示を設置するなど、視覚障がい者に優しい歩道整備を行います。また、視覚障がい者支援団体からも意見を伺ったうえで、整備を計画したいと思っております。 ・歩道舗装については、カラー舗装を計画しておりますので、車道部、縁石とのコントラストが際立つものと考えております。
4	<p>歩道と車道の段差が5cmでは、車いすでの道路横断が困難なため、2cm以下で勾配も緩やかにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道部、歩行者・車いす利用者が横断する箇所においては、段差を2cmとし、横断勾配も2%以下の緩勾配で整備いたします。
5	<p>縁石程度の高さでは、車が歩道に乗り上げることが容易にでき、ガードレールのように事故防止の役には立たない。むしろ、車輪が跳ね上がり、操縦不能になる。歩道の安全確保のためには、ガードレールが確実ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車道から歩道への逸脱防止を目的としたガードレール等は、一般的に、急カーブなど線形条件が悪い区間に設置するものとなっています。また、整備箇所は、沿線に多数の店舗・住宅が立地しており、乗り入れ箇所が連続しているため、ガードレール等の連続設置ができない状況となっていることから、設置は困難であると考えております。 ・整備区間中央部の信号機交差点付近においては、曲線区間となっており、横断歩行者の滞留箇所となることや、車両乗り入れの影響を受けないことから、ガードレール等の設置を検討したいと思っております。